入札公告

次のとおり一般競争に付します。 2025年11月12日

日本郵便株式会社

福岡県福岡市早良区百道2-5-1 、九州郵政研修センター長 柳 光晴) 上記会社代理人 日本郵政建築株式会社 九州支社長 佐藤 栄一

1 工事の概要

(1) 工事名 九州郵政研修センターあいさつ通り屋根修繕その他工事

(2) 工事場所 福岡県福岡市早良区百道2-5-1

(3) 工事内容等

ア 工事内容 本工事は、渡り廊下の屋根修繕、塗装替え及び玄海寮の

トップライト取替工事である。

イ 建物用途 事務所

ウ 構造階数 鉄筋コンクリート造 地上5階

エ 延べ面積 約6,710㎡

(内訳)

玄海寮 :約6,490㎡

渡り廊下:約220㎡

才 模様替対象面積 約760㎡

(内訳)

玄海寮 : 約540㎡ 渡り廊下: 約220㎡

(4) エ 期 2026年3月23日まで

(5) 本工事の入札手続では、取引先資格確認申込書(以下「申込書」という。)、取引先資格確認資料(以下「資料」という。)の提出及び入札書の提出を郵送により 行う。

2 取引先の資格

建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で、次の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、入札書受付締切日の1年7か月前までとし、 かつ最新のものであること。

総合評定値 建築一式 の工事種別	総合評定値	700点以上
事業所の所在地に関する	福岡県、佐賀県、	長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
要件 又は鹿児島県内のいずれかに建設業法上の本店、支		
店又は営業所を有すること。		すること。

施工実績に関する要件

入札説明書に示す建物用途の建物で、2015年度以降に元請けとして完成した、次のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。

- □ 一棟の建物で、延べ面積が100m以上の建物の新築工事又は増築床面積が100m以上の増築工事。
- □ 一棟の建物で、模様替対象床面積が380 m以上の模様替工事。 ただし、工事内容に外部建具の新設又は取替を含む内容であること。

配置技術者に関する要件

求めない。

その他

別紙入札説明書に示すとおりとする。

3 入札担当部署

区分	担当部署	連絡先	住 所
入札	日本郵政建築株式会社 九州支社 業務部 契約担当	TEL:096-300-5082 電子メールアドレス: SMA08203@jp-ae.jp	〒860-8797 熊本県熊本市中央区 城東町1-1
工事	日本郵政建築株式会社 九州支社 建築部	TEL:096-300-5081	日本郵政グループ熊本ビル3階

4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所
入札説明書等 の交付(注1)	2025年11月12日(水)から2025年11月19日(水)まで	日本郵政グループホームページ(建設工事・ 設備運行・設備保守関 係)からダウンロード (注3)
設計図書等の 貸与(注2)	2025年11月12日(水)から2025年11月19日(水)まで	前記3の入札担当部署 「入札」
質問の受付	2025年11月12日(水)から2025年11月19日(水)まで必着	前記3の入札担当部署 「入札」
回答書の閲覧	2025年11月21日(金)から2025年11月27日(木)まで	日本郵政グループホームページ(建設工事・設備運行・設備保守関係)からダウンロード(注3)
入札書 (取引先 資格証明書) 受 付締め切り	2025年11月27日(木)までに 郵便局へ差出す(同日消印有効)	前記3の入札担当部署 「入札」

開 札 2025年12月2日(火) 午前10時00分から	〒860-8797 熊本県熊本市中央区城 東町 1-1 日本郵政グループ熊本 ビル3階 日本郵政建築株式会社 九州支社 会議室
---------------------------------	---

- (注1)上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (注2) 設計図書等とは、当該工事に係る仕様書、図面をいう。
- (注3) 日本郵政グループホームページ(建設工事関係)

日本郵政グループホームページアドレス https://www.japanpost.jp/
日本郵政グループホームページ → 日本郵政グループについて → 調達情報、公告
→ 調達情報 → 一般調達情報 → 建設工事・設備運行・設備保守関係 → 入札公告
※又は「日本郵政 ー般調達情報」で検索

5 取引先の資格の確認

本入札への参加を希望する者は、前記2に示す取引先の資格を有することを証明するため、申込書及び資料を後記9に示す入札書を入れた中封筒と表封筒の間に入れて郵送(書留郵便等で配達の記録が残るものに限る。)により提出すること。

6 設計図書等の貸与等

(1) 設計図書の貸与の期間及び場所は、前記4に示すとおりとする。

なお、貸出を希望する者は貸与場所へ「設計図書等郵送希望申込書」を、電子メールにより送信すること。また、「設計図書等郵送希望申込書」の交付方法欄には、「窓口交付の希望」又は「郵送の希望」の別を〇印で記載すること。

(2) 設計図書等の返却

貸与された図面等は、開札日までに、担当部署に持参又は郵送により必ず返却すること。

7 仕様書等に対する質問

現場説明書、図面及び仕様書等に対する質問がある場合は、質問書を書面により前記4に示す期間、場所に郵送(書留郵便等で配達の記録が残るものとし、最終日までに必着とする。)により提出すること。

8 質問回答書

質問書に対する回答書は、前記4に示す期間、場所等にて閲覧に供する。

9 入札

前記4に示す期限、場所に、初度及び再度の2回分の入札書を郵送(書留郵便等で配達の記録が残るものに限る。)により提出すること。

なお、入札書を郵便局において差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等 受領証(お客様控え)」の写しを開札日の2日前までに前記3の入札担当部署(入 札)に電子メールにより送信すること。(取引先の資格の確認のため。)詳細は入 札者注意書による。

10 開札

- (1) 前記4に示す期日、場所において希望する入札者又は代理人、立会いにより行う。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、社員を立会わせて行う。 なお、開札以後に資格審査を行うため、最低価格者名及び価格のみ公表し、落 札宣言は行わない。
- (2) 初度入札(1回目)で落札者がない場合は、直ちに再度入札書(2回目)を開札することができる。
- (3) 初度入札(1回目)で落札した場合における再度入札書(2回目)は破棄する。

11 その他

- (1) 契約の保証 要
- (2) 工事請負請書の作成の要否 要
- (3) 入札の無効

本公告に示した取引先の資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (5) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 支払条件 工事請負請書(案)及び現場説明書による。
- (7) 火災保険付保の要否 要

入札説明書

入札公告に基づく入札等については、関係法令並びに関係規定類に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項
 - (1) 取引先資格確認申込書(以下「申込書」という。)及び取引先資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本郵政グループ各社からの指名停止、国土交通省九州地方整備局又は福岡県から指名停止(国土交通省九州地方整備局又は福岡県から指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。)を受けている期間中でないこと。
 - (2) 次に該当しない者であること。
 - ア 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。 これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - (7) 不正又は不誠実な行為をした者
 - (イ) 不法行為をした者
 - (ウ) 契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者
 - (I) 安全管理の措置が不適切であると認められる者
 - (オ) 契約相手方として不適切であると認められる者
 - (カ) その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者
 - イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制 限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法(平成 14 年法律 154 号)若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成 8 年法律第 95 号)に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。
 - エ 自己若しくは自己の役員等(役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。)又は自己の委託先(委託が数次にわたるときはその全てを含む。)若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。
 - (7) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知 能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である こと。
 - (イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (I) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をして いると認められる関係を有すること。
 - (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 施工実績に関する要件について求められた場合
 - (1) 施工実績に関する要件の詳細は以下のとおり。
 - ア 施工実績は完成、引渡しが済んでいるものに限る。
 - イ 施工実績は(ア)から(ク)の事項を満たすこと。
 - (7) 新築又は増築工事とは、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事であること。
 - (イ) 模様替工事とは、内装に係る建築一式工事であること。
 - (ウ) 増築工事は、別棟増築、横増築及び上階増築等の増築形態を問わない。
 - (I) 模様替工事は、既存建物の模様替及び改修部分の対象面積が要件とした床 面積以上であること。
 - (オ) 複合用途の建物は、要件とした用途の部分が要件とした床面積(これに付随する共用部分を含む)以上か、又は建物の延床面積が要件とした面積以上で、かつ、要件とした用途部分の面積が建物の過半を占めること(「これに付随する共用部分」とは、要件とした用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)。
 - (カ) 複合構造の建物は、要件とした構造の部分が要件とした床面積以上であること。
 - (キ) 同一敷地内で複数棟の建物は、延床面積については複数棟の合計面積でよいものとし、構造については、主たる棟が要件とした構造を満たしていること。
 - (ク) 施工実績の建物にパーキングタワーなどの別棟機械式駐車場が含まれている場合は、延床面積には算入しない。
 - ウ 入札公告に建物と同種用途としての要件を示したときの「建物と同種用途」とは、別記に示すとおりとする。ただし、建物用途で工場・倉庫・車庫・サイロ・市場等の用途及び仮施設等簡易な用途の建物は除く。
 - (2) 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- 3 申込書及び資料の作成に当たっての留意事項
 - (1) 申込書は【別紙1】により作成のこと。
 - (2) 資料は次により作成すること。

アー施工実績等

入札公告に示す資格があることを判断できる施工実績及び営業所等の所在地 を【別紙2】に記載すること。

イ 契約書の写し等

前記アの資料には、【別紙 2】に記載した内容が確認できる次の書類を添付するものとする。

- 【A】CORINSデータ(竣工時カルテ)がある場合は、その写し。ただし、 求める施工実績の数量等を確認できない場合は、確認できる資料を添付 すること。
- 【B】Aがない場合は、契約書(注文書等)及び契約図書(新築又は増築工事の施工実績は、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事であることを確認できる設計図書)並びに完成証明資料(発注者が認める完成証明書、発注者の受領済の証跡のある建物引渡し書、その他、完成し引渡し済であることが合理的に確認できる書類)の写し又は発注者による施工証明書(完成証明資料含む)若しくはその写し。また、共同企業体としての実績

は、出資比率が証明できる協定書等の写し。

- 【C】アの実績において、前記 2 (1) イの (7) から (ク) に該当するもの又は建築 用途が不明確なもの(工事名称から建築用途が類推できないもの)は、 該当する延床面積等の実績が証明できる範囲等を示した設計図又は確認 申請書・計画通知書(面積計算書を含む。)の写し。
- 【D】分割発注実績は、各分割受注実績全てを証明するア又はイに該当する 書類の写し。
- ウ 誓約書等

誓約書【別紙3】及び会社概況が分かる資料を提出すること。

4 取引先の資格の確認

取引先の資格の有無の確認は、開札後に落札者を対象に行う。最低価格者から確認を行い、確認ができた時点で以後の確認は行わないため全者に対しての確認は行わない。確認の過程で取引先の資格がないと認めた者には落札決定前に説明を行う。

5 設計図書等の交付

(1) 設計図書等の貸与

設計図書等は入札公告に示す期間に入札担当部署(入札)において貸与する。 郵送(送料実費負担)を希望する者は交付担当部署に連絡すること。貸与された 設計図は開札日までに貸与元に持参又は郵送(送料実費負担)の上、必ず返却す ること。

(2) その他

交付する設計図書等には、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図、郵便施設標準詳細図(部位別編及び窓口まわり・サイン編)及び郵便施設設備工事標準詳細図が含まれていないため、必要な場合は別途入手のこと。

6 設計図書等に対する質問について

- (1) 現場説明書、図面及び仕様書等について質問がある場合は、現場説明書に示す 質問書様式又は日本郵政グループホームページからダウンロードした質問書様式 に記入の上、入札公告に示す期間内に指定の場所に提出すること。
- (2) 質問書に対する回答書は入札公告に示す期間において、日本郵政グループホームページにて閲覧に供する。

日本郵政グループホームページアドレス
日本郵政グループホームページ → 日本郵政グループについて → 調達情報、公告 → 調達情報 → 一般調達情報 → 建設工事・設備運行・設備保守関係 → 入札公告 ※又は「日本郵政 ー般調達情報」で検索

7 入札、開札の日時、場所及び方法

(1) 入札方法

入札書は郵送(書留郵便等で配達の記録が残るものに限る。)することとし、他の方法による入札は認めない。

(2) 入札期限等

入札公告に示す期限までに指定の場所に送付すること。

(3) その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地

方消費税の率に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除した金額を入札書に記載すること。

イ 入札回数は、原則として2回を限度とする。

8 契約の保証

請負代金額の10分の1以上とし、契約の保証の種類は、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約とする。

なお、申込価格が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる基準(低入札価格調査基準)に該当するとして調査を受けた者との契約に関しては、契約の保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。

9 入札の無効

入札公告において示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申 込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、現場説明書並びに入札者注意書に おいて示した条件等入札に関する条件に違反した入札及び予定価格を超えた金額で の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を 取り消す。

10 工事成績

(1) 本工事は、工事成績評定を実施する工事である。

工事成績は、工事中の法令順守の状況、品質管理、工程管理、施設管理者との調整、関連工事等との調整、安全管理等を評価する。

なお、工事成績の評定項目等詳細は落札者に説明する。

- (2) 工事成績の判定結果により、良好でない場合には、工事成績通知書を送付する。
- (3) 工事成績点が55点未満となった場合は、取引の制限を行う。

11 その他

- (1) 入札に参加する者は、入札者注意書、契約書案及び現場説明書を熟読し、その内容を遵守すること。
- (2) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合は、取引先の制限を行うことがある。
- (3) 申込書及び資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申込書及び資料等は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申込書及び資料等は、返却しない。
- (6) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 施工実績等が入札公告に相当するかどうかについて疑義のある場合は、入札公 告の入札担当部署(工事)に照会することができる。

建物用途

建物用途は下表の適用欄に「●」で示したものとする。

(「郵便局/事務所」)

徳・丁彦昭・丁彦 「世で、中部で、	建築物又は建築物の部分の用途の区分 〈建築基準法施行規則別表より抜粋(同種の用途を集約)〉 (注:表中の※は、改正前の用途名称を示す。)	適用
語像上・野福子の地上に対しますと同意を担心ももの 「機関上が無機関度とども関 「使用、対象技術を関 「中間、高音学校とは予報を表 「中間、高音学校とは中華教育学校 「学校、高書書育学校・中間、高音学校とは中華教育学校 「学校、高書書育学校・中間、高音学校とは中華教育学校 「学校、表集を含めたいた野子もの 「学校、表集を含めたわた野子もの 「学人大学へ入、裏社を一人その能しれたに野子もの 「学人大学へ入、裏社を一人その能しれたに野子もの 「学人大学へ入、裏社を一人その能しれたに野子もの 「学人大学へ入、裏社を一人その他しれたに野子もの 「学人大学へ入、裏社を一人その他しれたに野子もの 「学人大学へ入、裏社を一人その他しれたに野子もの 「学人大学へ入、裏社を一人をの他しれたに野子もの 「学人大学へ入、実施の場」 「他は野野の場」に係る名の音を持て、) 「教育、伊全の女子歌かったらいに得る。」 「学校の日本のになった。」 「学校の日本	一戸建ての住宅	
「探視・ 各种経過等など 15度	長屋・共同住宅	
### - かから連携を持た、2 年後 - 1982 -	寄宿舎・下宿	
● 野野交乗件後 (金融を育かた、日本教文 20中野教育学校) ● (登別金融を開発を作、日本教文 20中野教育 20年		
##女子以及藤等中野・ 衛子学・ 名母学・ 名母学 と		
学文は基本等相呼を、・複雑学と、もの単独 種類性の他に対しまするもの ● 性格性、内観、最全な企品もた影響するもの ● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		-
日報音を含むこれに関するもの		
●性社、中級、製金や企工からに繋するもの ◆人木一人、福祉本ー人名で他上からに繋するもの ◆人木一人、福祉本ー人名で他上からに繋するもの ◆人木一人、福祉本ー人名で他上からに繋するもの ◆の大力・一人、福祉本ー人名で他上からに繋するものを含く。 ◆原子・一人の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の		
#社、募集、委会その他におした記責するもの 自済を予め他におした証するもの 自済を予め他におしませるもの 自済を予め他におしませるもの 自済を予め他におしませるもの 自済を予め他におしませるもの 自済を表していませるもの (漢書経典整章 (第三型に総行るものを除く。) (漢書経典整章 (第三型に総行るものを除く。) (漢書経典整章 (第三型に総行るものを除く。) (漢書経典を書きなりました。) (漢書経典	Mana Commant Man	
● 介護子の地で、計画では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	1777.11.2 1- 1.7 1/1/2	•
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (※身体障害者福祉ホームその他これに類するもの)	•
● 「経療研修的 ● 「機管付給療法に係る企業接越を除く」 ・ 「機構、使者の保育施設のあるものがある。	保育所その他これに類するもの	
● 体語が保管に関係と係る企業が退を含め、	助産所	
・	児童福祉施設等 (前三項に掲げるものを除く。)	•
● 「	(※隣保館)	<u> </u>
● 「	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	
● 保護・	診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。)	
全年記世市 大学の日本		
接電監折 (報告: 領籍十二十年法律第百六十五号) の規定により行う順便の業務(領策を口業落の委託等に関する法律(昭和二十周年法律第二百十三号) 第 事に規定する原便意 口寒診を含む。の用し度する観覧 (本年規定する原便意 口寒治を含む。の用し度する観覧 (本度形式、杯憩所又は結婚となの停留所の上窓 (本度形式、杯憩所又は結婚となの停留所の上窓 (本語 日前年音野工場 (本語 日本 日前日 日本	病院 With No.	•
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		
※生便所、体型所又は実施・会性の表現は表現を含む。)の用に供する施設 ● 法定便所、体型所又は実施・大型が振りています。 ● 法定便所、体型所又は実施・ないの特別でしま ● 法定任 ができませい ● 法定任 がいます。 ● ・ ● ・ ● ・ ● ● ● ●		
####################################		•
接要元 株銀所又は路線でメの停留所の上窓 接着工 参報書、保健所文は消防署その他とれらに繋するもの ● は自由非な事工程を終れら、 ● では反しなポーツの練育動・(中川に得けるものを除れく。) ● でアル又は接触 ● 「日本の表の表生を着わらから、 ● 「日本の表の表しまままままままままままままままままままままままままままままままままま	・ 一本にかたようかは、ホーネップと自己。アンバーにようで加速は 地方公共団体の支庁又は支所	•
● ・	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	
議り物主作理工場	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	
動車整理工場 一般物のでは、水水場、スキー場、ゴルフ練習識又はパッティング練習物 ●	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	•
・ (競勢の貯蔵文は地理に供するもの	工場(自動車修理工場を除く。)	
● する 大水一	自動車修理工場	
★ 2 日本の 1	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	
マージャン屋、ぱちらこ屋、射的場、勝馬段票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの 下ゲル又は挟館 ● 用品の販売を主た者的シャンの店舗		
● 180 年		<u> </u>
● 「お本整否所 「命・地配舎又は水産物の増殖場若しくは美殖場 用品の販売を主たる目的とする店舗 「質店、マーケットその他の物品販売業を答む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住 「提塊皮びその問題の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。) 大食店(次項に掲げるもの並びに田園住民地域及びその周辺の地域で生産された料理の提供を主たる目的とするものを除く。) 大食店(次項に掲げるもの並びに田園住民地域及びその周辺の地域で生産された料理の提供を主たる目的とするものを除く。) 「整文は実業店 「型機店、美容院、クリーニング取次店、質風、貸水装屋、貸水最長の他これらに類するサービス業を営む店舗 「対理機店、美容院、自転車店、資産電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動をを使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75k ま以下のものに限る。) 「自家販売のためた食品製造業を営むべり風、米量、豆腐屋、業子屋その他これらに類するもの(田園住民地域及びその周辺の地域で生産された農 「自家販売のためた食品製造業を営むかく場、大器、以下のものに限る。) 「中本場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、存の出力の信頼と外の店舗(前一項に掲げるものを除く。) 「製工作業と営む合館 「製造 大型機工・大型機工・大型機工・大型機工・大型機工・大型機工・大型機工・大型機工・		
2月 上記の東東を主たる目的とする店舗 1月 品の販売を主たる目的とする店舗 1月 品の販売を主たる目的とする店舗 1月 品の販売を主たる目的とする店舗 1月 品の販売を主たる目のとする店舗 1月 品の販売を主たる目のとする店舗 1月 品の販売を主たる日のとするものを除く。) 技施了以手機があり、の並びに日間住民地域及びその開辺の地域で生産された料理の提供を主たる目的とするものを除く。) 技施了は悪がありの並びに日間住民地域及びその開辺の地域で生産された料理の提供を主たる目的とするものを除く。) 技施工は実業店 2		
● 1月品の販売を主たる目的とする店舗		
野地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。) 大食店 (次項に掲げるもの地では一頭住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。) 大食店 (次項に掲げるもの地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。) 大俊文に実施店 一次取及店、質量、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 一次地域で生産である。 一次地域で生産である。 一次地域では実施 一次地域では、一次地域で生産である。 一次地域では、大阪に、関係 大阪に、関係 大阪に、関係 大阪に、関係 大阪に、関係 大阪に、関係 大阪に、関係 大阪に、関係 大阪に、日本に、東京電気器具店その他これらに関するもの 日間住居地域及びその周辺の地域で生産された農 日前実販売のために食品製造を含めている。 一次地域でも成立、 日前実販売のために食品が、56 km 以下のものに限る。 日前実販売のために食品製造を含めている。 日前実に、大阪に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本		•
大型度のでの周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)		
● 2世界氏、美容際、クリーニング取次店、質量、貸水装屋、貸木屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 20年限店、美容際、クリーニング取次店、質量、貸水装屋、貸木屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 20年限店、星屋、雑具店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに関するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が50.75 k W 以下のものに限る。) 20日家販売のために食品製造業を営むべ込屋、米盤、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産がを原材料とする食品の製造と使用する場合にあっては、その出力の合計が50.75 k W 以下のものに限る。) 20子習塾、華道教室、囲業教室その他とれらに関する協 20年習会、華道教室、囲業教室その他とれらに関する場合とおいたに類するサービス業を営む店舗 20日本の方式は、その出力の合計が50.75 k W 以下のものに限る。) 20日本の会計が50.75 k W 以下のものに限る。) 20日本の会計が50.75 k W 以下のものに限る。) 20日本の会計が50.75 k W 以下のものに限る。) 20日本の会社の合計が50.75 k W 以下のものに限る。) 20日本の会社の合計が50.75 k W 以下のものに限る。 20日本の会社の会社の表に関係を含むた場合とないに関係を含むらに関するもの体部の形式を含むらないに関係を含まったの合計が50.75 k W 以下のものに限する施設、専ら性的好奇心をそれの事業が存まれていた。カフェー、ナイトクラブ又はバー・ダンスホール国室付ける場案に係る公衆浴場、スードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそれの発表を表にあるないに関するものの拠点を取扱を含むたといいで、カフェー、カフェー、ナイトクラブ又はバー・ダンスホール国室付ける場案に係る公衆浴場、スードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそれの事業が行る。 20日本において、大学の世の時からを表しい、大学のの処理施設は関係といいのののののののので、大学ののの処理施設は関係といいので、大学のといいので、大学のといいので、大学のといいので、大学を表しいいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいいので、大学を表しいいいので、大学を表しいいので、大学を表しいいいので、大学を表しいいいので、大学を表しいいいいので、大学を表しいいいので、大学を表しいいいので、大学を表しいいいいいいので、大学を表しいいいいいので、大学を表しいいいいいので、大学を表しいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	•
D理製店、美容院、クリーニング取次店、質風、貸水製屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 DPA服店、量配、建具店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動 競を使用する場合にあっては、その出力の合計が、0.75k以下のものに限る。) D自家販売のために食品製造業を営むべン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農 を称を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が、0.75k以下のものに限る。) DPA智息、推進検索、囲碁検索その他これらに類する施設 DPAで支店、携事保険代理店、宅地聴物取引業を営む店舗をの他これらに類するサービス業を営む店舗 BDA販売業を含む店舗以外の店舗(前二項に掲げるものを除く。) ● 18	飲食店 (次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	•
2件限店、昼風、建具店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動 &を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 k Ψ 以下のものに限る。) 自家販売のためた食品砂製造文は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 k Ψ 以下のものに限る。) で作業場の床面積の合計が 0.75 k Ψ 以下のものに限る。) で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 k Ψ 以下のものに限る。) ゆ子智塾、雑道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 限行の支店、損害保験代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 ● 8品販売業を営む店舗以外の店舗(前二項に掲げるものを除く。) ・ ※あ所 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	食堂又は喫茶店	•
②自家販売のために会品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.76 kw 以下のものに限る。) ②学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 R行の文店、損害保験代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 ● 内島販売業を営む店舗以外の店舗 (前二項に掲げるものを除く。) ● 海風東スジオ又はテレビスタジオ ● 国事車車・自転車駐車場 ● 申継来を営む合庫 ・ 市業を含まない合庫 ・ 日野・東を含まない合庫 ・ 日野・大田・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大	①理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 ②洋服店、畳屋、幾具店、自転車店、家庭電気器具店をの他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動	
を物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が 50 が以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 k 以下のものに限る。) 20		•
D学智塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 BFつ支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 ●		•
■	っては、その出力の合計が 0.75 k W 以下のものに限る。)	
MAR M	④学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
● 大画スタジオ又はテレビスタジオ ● 動車車庫・自転車駐車場	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	•
★園スタジオ又はテレビスタジオ 自動車車庫・自転車駐車場 自庫業を営む合庫 南藤を営む合庫 南藤を営む合庫 南藤・映画館又は演去場・観覧場 会会堂又は集会場 表示場 平地店 一で、カフェー、ナイトクラブ又はパー・ダンスホール 国室竹沿場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそとる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 印売市場 大葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 日間に居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を とたる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75	物品販売業を営む店舗以外の店舗 (前二項に掲げるものを除く。)	•
動車車庫・自転車駐車場 宇庫業を営む倉庫	事務所	
計画業を営む倉庫	映画スタジオ又はテレビスタジオ	•
計画業を営まない倉庫 ● ● ● ● ● ● ● ● ●		
■		
● 表示場 日理店 「キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー・ダンスホール 国室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそ そる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 印売市場 「素場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 日間住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 ては自家販売のために食品製造業を営むバン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を たたる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 「ロワット以下のものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 「ロワット以下のものに限る。)		
■ 日本		
料理店 Fャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー・ダンスホール 国室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそ とる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 和売市場 に審している。 「おりからないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、では、大きないではないではないではないでは、大きないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは		
Fャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー・ダンスホール 関室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそ とる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 印売市場 な群場又はと音場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 田聞住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 又は自家販売のために食品製造業を営むバン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を 生たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 ロワット以下のものに限る。)	料理店	
国室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそとる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 和売市場		
〈葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 日間住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を Eたる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 Fロワット以下のものに限る。)	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそ そる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
H園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 及は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 ロワット以下のものに限る。)	卸売市場	
又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 ロワット以下のものに限る。)	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	
たる目的とするものに限る。) で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 Fロワット以下のものに限る。)	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店	
Fロワット以下のものに限る。)	又は自家販売のために食品製造業を営むバン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を	
7 o ble	キロワット以下のものに限る。) その他	

建築物又は建築物の部分の用途の区分 〈貨物自動車運送事業法に基づく施設〉	適用
物流施設(貨物自動車運送事業の用に供する施設)	

入札は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。 なお、見積もり合わせの場合も同様とする。

- 第 1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、図面、現場及び工事請 負請書案(請書案を含む。以下同様。)を熟知しておくものとする。
- 2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書、図面、現場及び工事請負請書案の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者は、入札の際、主務の社員に取引先の資格のある者であることの確認を 受けなければならない。
- 2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面で主 務の社員の確認を受けなければならない。
- 3 前2項の確認を受けない者は、入札させない。
- 第3 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とする。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除した金額を入札書に記載するものとする。
- 第4 入札書は、別紙様式により作成し、別に示した日時にこれを入札箱に投入する ものとする。
- 2 入札書を郵送する場合にあっては、次に定める方法で郵送しなければならない。 (別添「郵便入札の注意事項」参照)
 - (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び連絡先を記載すること。
 - (3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。
 - (4) 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。
 - (5) 書留郵便等で配達の記録が残る方法で郵便局に差し出すこと。
- 3 入札書に記載する日付は、入札・開札の年月日とする。ただし、郵送する場合は、 入札書を作成した日とする。
- 第5 入札者は、第4の規定により入札書を持参して入札箱へ投函した後、又は郵便 局に差し出し契約責任者が受領した後においては、開札の前後を問わずこれを引き 換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第

- 54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示して はならない。
- 第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。
 - (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。
- 第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち会わせて(任意)行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは社員を立ち会わせてこれを行う。
- 第9 次に該当する入札書は受理しない。
 - (1) 第4の第1項又は第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
 - (2) 郵送の場合は、入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
 - (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と 異なる入札書
 - (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商 号及び代表者の氏名)のいずれかが記載されていない入札書
- 第10次に該当する入札書は無効とする。
 - (1) 当該入札に係る取引先の資格のない者により提出された入札書
 - (2) 入札書の申込みに係る価格(以下「入札金額」という。)の記載のない入札書
 - (3) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
 - (4) 入札者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び 押印のない入札書
 - (5) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
 - (6) 同一の者により提出された2以上の入札書
 - (7) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
 - (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
 - (10) 入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の判読できない入札書
 - (11) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (12) その他入札に関する条件に違反した入札書
- 第11 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合 し若しくは不穏の行動をなすなどの情報があった場合又はそれを疑うに足りる事 実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合 がある。
- 第12 入札書に内訳を記載する場合において、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。
- 第13 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格(最高価格)のものを落札とす

- る。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の 内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の 範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落 札者とすることがある。
- 2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかに ついて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あると きは、くじで落札者を決定する。この場合、くじ引きの順序はじゃんけんによる。
- 4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、 社員にくじを引かせる。
- 5 落札者を決定したときは、入札に参加した者に落札者の氏名(法人にあっては名称)、及び金額を口頭で通知する。ただし、第1項ただし書きにより落札者を決定した場合、又は郵送した者に対しては別に書面で通知する。
- 6 第1項本文の場合において、落札となる者がないときは、直ちに再度の入札に付 すことがある。
- 7 リバースオークションによる場合は、別に定める「入札要綱書」及び「リバース オークション定義書」による。
- 第14 落札者は、契約責任者から交付された工事請負請書に記名押印し、落札決定 の日から7日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責 任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 第15 次に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、 正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。
 - (1) 第12の規定により入札書の補正をしないとき
 - (2) 落札者が第14に規定する期間内に工事請負請書を提出しないとき
- 第16 次に該当する者は、入札に参加することができないものとする。
 - (1) 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。(別表「取引先として不適当と認める項目」参照)
 - ア 不正又は不誠実な行為をした者
 - イ 不法行為をした者
 - ウ 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
 - エ 安全管理の措置が不適切であると認められる者
 - オ 契約相手方として不適切であると認められる者
 - カ その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者
 - (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
 - (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法(平成14年法律154号)若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号)に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。
 - (4) 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。
 - ア 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、

暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)であること。

- イ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ウ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を 有すること。
- オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (5) 契約責任者が定める資格を有していない者
- 第17 契約に要する費用は、全て落札者の負担とする。

取引先として不適当と認める項目

項目	要件
	(1) 契約の履行にあたり故意に製造又は工事を粗雑にし、又は品質若 しくは数量に関して不正の行為をしたとき
1 不正又は不誠実	(2) 落札又は見積額決定後、契約締結の拒否・辞退があったとき
	(3) 入札説明書又は入札者注意書の定めに違反した行為があるとき
	(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)(以下、独占禁止法という)第 3 条又は第 8 条第 1 項第
2 不法行為	1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき
	(2) 日本郵便株式会社の社員に対して行った贈賄又は詐欺等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知ったとき
	(1)契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約の解除をしたとき
	(2) 契約不履行をしたもの
	(3) 契約の履行に際して知り得た会社の秘密を第三者に漏らし、又は 利用したとき
3 契約義務違反	(4) 履行遅滞があったとき(納期の猶予を認めた場合)
	(5) 品質検査不合格で、特に措置する必要があると認められるとき(減 価採用を認めた場合)
	(6) 隠れた瑕疵が発見された物品の納入をした者で、特に必要があると認められるとき
	(7) その他の契約違反があったとき
4 安全管理の措置 が不適切	工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆 又は工事者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なも のを除く。)を与えたと認められるとき
5 不適切な相手方	(1) 日本郵便株式会社との契約に係る事案で日本郵便株式会社に損害 を与えたとき
	(2) 社会的に問題となり、その反響度合いが著しくマスコミ等で大き く取り上げられ、特に必要があると認められるとき
	(3) 上記各号に該当するもの以外で、契約の相手方として不適切と認められるとき